

令和6事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和7年12月
東京国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者に対する調査状況
- 6 所得税の還付申告への対応

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 選定に A I を活用するなど、効率的かつ的確に調査等を行った結果、「調査等」による追徴税額の総額は過去最高
 - ・ 「実地調査」については、追徴税額の総額や 1 件当たりの追徴税額が増加
 - ・ 「簡易な接触」については、件数及び非違件数が増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、18万9千件（前事務年度 16万3千件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は 9 万件（同 7 万 6 千件）。
 - ✓ 実地調査の件数は、1万4百件（同 1 万 5 百件）。うち、特別調査・一般調査が 8 千 9 百件（同 9 千件）、着眼調査が 1 千 4 百件（同 1 千 5 百件）。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、17 万 8 千件（同 15 万 2 千件）。

(2) 申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、2,834 億円（同 2,954 億円）。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、1,941 億円（同 1,805 億円）。うち特別調査・一般調査によるものは 1,818 億円（同 1,656 億円）、着眼調査によるものは 124 億円（同 148 億円）。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、892 億円（同 1,150 億円）。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、537 億円（同 491 億円）と、過去最高。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、416 億円（同 370 億円）。うち特別調査・一般調査によるものは 400 億円（同 351 億円）、着眼調査によるものは 16 億円（同 19 億円）。実地調査による追徴税額を 1 件当たりでみると、401 万円（同 350 万円）。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、121 億円（同 122 億円）。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。
- 4 過去の調査等の状況との比較に関する表記は、現在の集計方法となった平成 21 事務年度以降の数値を対象として比較した結果です。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
	特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数 件	9,018 8,920	98.9%	1,534 1,445	94.2%	10,552 10,365	98.2%	152,279 178,421	117.2%	162,831 188,786	115.9%
申告漏れ等の 非違件数 件	8,011 7,904	98.7%	1,236 1,148	92.9%	9,247 9,052	97.9%	67,147 81,376	121.2%	76,394 90,428	118.4%
申告漏れ 所得金額 億円	1,656 1,818	109.8%	148 124	83.8%	1,805 1,941	107.5%	1,150 892	77.6%	2,954 2,834	95.9%
追徴税額	本税 億円	297 337	113.5%	17 14	82.4%	313 351	112.1%	119 119	433 470	108.5%
	加算税 億円	54 63	116.7%	2 2	100.0%	56 65	116.1%	2 2	59 67	113.6%
	計 億円	351 400	114.0%	19 16	84.2%	370 416	112.4%	122 121	491 537	109.4%
一件当たり 追徴税額	申告漏れ 所得金額 万円	1,837 2,038	110.9%	966 858	88.8%	1,710 1,873	109.5%	75 50	181 150	82.9%
	本税 万円	329 378	114.9%	109 96	88.1%	297 338	113.8%	8 7	27 25	92.6%
	加算税 万円	60 71	118.3%	15 14	93.3%	53 63	118.9%	0.2 0.1	4 4	100.0%
	計 万円	389 448	115.2%	124 110	88.7%	350 401	114.6%	8 7	30 28	93.3%

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

6 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

(参考) 謹度所得の調査等の状況

- 所得税のうち謹度所得に係る調査等の件数が、6千1百件（前事務年度 6千2百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、4千9百件（同4千9百件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、760億円（同704億円）となっています。

○ 謹度所得の調査等の状況

事務年度等 項 目	5事務年度	6事務年度	対前年比
① 調 査 等 件 数	件 6,174	件 6,148	% 99.6
土地建物等	4,629	4,043	87.3
株式等	1,545	2,105	136.2
② 申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件 4,895	件 4,926	% 100.6
土地建物等	3,538	3,074	86.9
株式等	1,357	1,852	136.5
③ 非 違 割 合 (② / ①)	% 79.3	% 80.1	ポイント 0.8
土地建物等	76.4	76.0	▲ 0.4
株式等	87.8	88.0	0.1
④ 申 告 漏 れ 所 得 金 額	億円 704	億円 760	% 108.0
土地建物等	505	499	98.8
株式等	200	262	131.1
⑤ 1 件 当 た り 申 告 漏 れ 所 得 金 額 (④ / ①)	万円 1,141	万円 1,237	% 108.4
土地建物等	1,090	1,233	113.2
株式等	1,292	1,243	96.2

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離謹度所得）及び金地金等（総合謹度所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 簡易な接触を活用して幅広く対応した結果、「調査等」の件数が前年から 1.7 倍に増加
 - ・ 「実地調査」について、件数及び非違件数が増加
 - ・ 「簡易な接触」について、件数及び非違件数が大幅に増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、4万1千件（前事務年度2万4千件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は2万5千件（同1万5千件）。
 - ✓ 実地調査の件数は、4千8百件（同4千6百件）。うち、特別調査・一般調査が4千4百件（同4千1百件）、着眼調査が5百件（同5百件）。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、3万6千件（同2万件）。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、97億円（同101億円）。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、85億円（同83億円）。うち特別調査・一般調査によるものは83億円（同79億円）、着眼調査によるものは2億円（同4億円）。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、176万円（同180万円）。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、12億円（同19億円）。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
	特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比				
調査等件数 件	4,062		531		4,593		19,583		24,176	
	4,350	107.1%	482	90.8%	4,832	105.2%	35,756	182.6%	40,588	167.9%
申告漏れ等の 非違件数 件	3,360		447		3,807		11,221		15,028	
	3,557	105.9%	413	92.4%	3,970	104.3%	20,907	186.3%	24,877	165.5%
追徴税額 億円	本税 65		3		68		18		85	
	66	101.5%	2	66.7%	68	100.0%	12	66.7%	80	94.1%
追徴税額 億円	加算税 14		0.7		15		0.8		16	
	16	114.3%	0.4	57.1%	17	113.3%	0.3	37.5%	17	106.3%
	計 79		4		83		19		101	
	83	105.1%	2	50.0%	85	102.4%	12	63.2%	97	96.0%
一件当たり 追徴税額 万円	本税 159		58		147		9		35	
	153	96.2%	41	70.7%	142	96.6%	3	33.3%	20	57.1%
一件当たり 追徴税額 万円	加算税 35		13		33		0.4		7	
	37	105.7%	9	69.2%	35	106.1%	0.1	25.0%	4	57.1%
	計 194		71		180		9		42	
	190	97.9%	50	70.4%	176	97.8%	3	33.3%	24	57.1%

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の件数である。

2 上段は、前事務年度の件数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

5 四捨五入の関係上、各項目の件数の和が合計値と一致しないことがある。

II トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の約2倍～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査の1件当たりの追徴税額は、970万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の448万円に比べ、2.2倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対する調査の1件当たりの追徴税額は1,981万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の448万円に比べ、4.4倍となっています。

- 令和6事務年度においては、1,064件（前事務年度1,102件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,918万円（同3,311万円）と所得税の実地調査（特別・一般）全体の2,038万円（同1,837万円）に比べ、1.9倍となっており、申告漏れ所得金額の総額は、417億円（同365億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は103億円（同89億円）に上ります。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件		1,102	1,064	96.6%
申告漏れ等の非違件数	件		940	941	100.1%
申告漏れ所得金額	億円		365	417	114.2%
追徴税額	億円		89	103	115.7%
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	3,311	3,918	118.3%
	追徴税額	万円	808	970	120.0%

6事務年度 実地調査（特別・一般）全体
8,920
7,904
1,818
400
2,038
448

○ 海外投資等を行った富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件		271	298	110.0%
申告漏れ等の非違件数	件		241	266	110.4%
申告漏れ所得金額	億円		173	239	138.2%
追徴税額	億円		46	59	128.3%
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	6,398	8,031	125.5%
	追徴税額	万円	1,702	1,981	116.4%

6事務年度 実地調査（特別・一般）全体
8,920
7,904
1,818
400
2,038
448

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の約3倍～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は、1,188万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の448万円に比べ、2.7倍となっています。

- 令和6事務年度においては、1,185件（前事務年度1,178件）実地調査（特別・一般）を実施し、申告漏れ所得金額の総額は539億円（同387億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は141億円（同96億円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比	6事務年度 実地調査（特別・一般）全体
	調査件数	件				
調査件数	1,178		1,185	100.6%		8,920
申告漏れ等の非違件数	1,082		1,077	99.5%		7,904
申告漏れ所得金額	387	億円	539	139.3%		1,818
追徴税額	96	億円	141	146.9%		400
一件当たり 申告漏れ所得金額	3,285	万円	4,548	138.4%		2,038
一件当たり 追徴税額	814	万円	1,188	145.9%		448

○ 取引区別の調査の状況



1 「輸出」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。

2 「役務提供」：工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。

3 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。

4 「その他」：海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引の1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の約3倍～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
(注) シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。
- 暗号資産等取引を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は1,258万円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の448万円に比べ、2.8倍となっています。

＜シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況＞

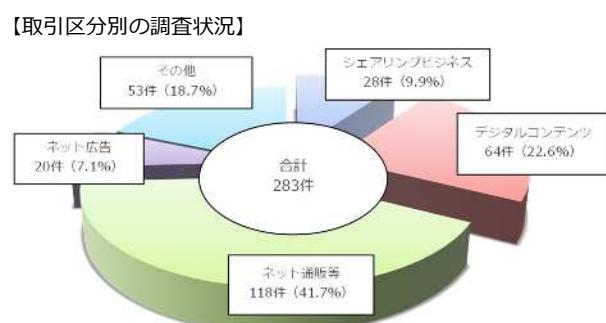
- 令和6事務年度においては、283件（前事務年度318件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,140万円（同1,701万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は61億円（同54億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は414万円（同371万円）となっています。また、追徴税額の総額は12億円（同12億円）に上ります。

＜暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、202件（前事務年度158件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,954万円（同3,176万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は80億円（同50億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は25億円（同13億円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等	5事務年度	6事務年度	対前年比
調査件数	件	318	283	89.0%
申告漏れ等の非違件数	件	283	239	84.5%
申告漏れ所得金額	億円	54	61	113.0%
追徴税額	億円	12	12	100.0%
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,701	2,140
	追徴税額	万円	371	414



（注）（ ）内の数値は構成比

- （参考）：主な取引例
- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシング、配達代行業など
 - 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
 - 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
 - 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
 - 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等	5事務年度	6事務年度	対前年比
調査件数	件	158	202	127.8%
申告漏れ等の非違件数	件	150	191	127.3%
申告漏れ所得金額	億円	50	80	160.0%
追徴税額	億円	13	25	192.3%
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	3,176	3,954
	追徴税額	万円	837	1,258

4 無申告者に対する調査状況

～所得税無申告者に対する所得税の追徴税額の総額は過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、あらゆる機会を通じて資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。
- 所得税無申告者に対する実地調査（特別・一般）による所得税の追徴税額の総額は 100 億円に上り、1 件当たりの追徴税額である 856 万円とともに過去最高となっています。
- また、消費税無申告者に対する実地調査（特別・一般）による 1 件当たりの追徴税額は 393 万円と過去最高となっています。

＜所得税無申告者に対する調査状況＞

- 令和 6 事務年度においては、1,172 件（前事務年度 1,242 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、4,541 万円（同 3,466 万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 2,038 万円（同 1,837 万円）に比べ、2.2 倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は 532 億円（同 430 億円）に上ります。
- 1 件当たりの追徴税額は 856 万円（同 559 万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 448 万円（同 389 万円）の 1.9 倍となっています。また、追徴税額の総額は 100 億円（同 69 億円）に上ります。

＜消費税無申告者に対する調査状況＞

- 令和 6 事務年度においては、1,216 件（前事務年度 1,564 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1 件当たりの追徴税額は過去最高だった昨年をさらに上回り 393 万円（同 320 万円）となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の 190 万円（同 194 万円）に比べ、2 倍となっています。また、追徴税額の総額は 48 億円（同 50 億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

＜所得税＞

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	1,242		1,172	94.4%	
申告漏れ所得金額	億円		430	532	123.7%
追徴税額	億円		69	100	144.9%
一件当たり 申告漏れ 所得金額	万円		3,466	4,541	131.0%
追徴税額	万円		559	856	153.1%

＜消費税＞

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	8,920		1,564	1,216	77.7%
追徴税額	億円		50	48	96.0%
一件当たり 追徴税額	万円		320	393	122.8%
					190

5 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

<消費税の還付申告者に対する調査状況>

- 令和6事務年度においては、200件（前事務年度161件）実地調査を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は167万円（同352万円）となっています。
また、追徴税額の総額は3億円（同6億円）に上ります。

○ 消費税の還付申告者に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件		161	200	124.2%
申告漏れ等の非違件数	件		109	130	119.3%
追徴税額	億円		6	3	50.0%
1件当たりの追徴税額	万円		352	167	47.4%

(注) 1 令和6事務年度は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和6事務年度に実地調査を行った計数である。

2 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査を行った計数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

6 所得税の還付申告への対応

～所得税の不正還付申告書の調査の状況～

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、還付申告書に対しては特に厳格な審査を行うとともに、不正還付が疑われる申告書に対しては調査を実施しています。
- さらに、国税当局では、AIの活用を進めるなど、不正還付を的確に把握する取組を行っております。
- なお、不正還付に厳格に対応すべく、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、刑事上の責任追及の要否を検討した上で告訴等を行うなど、捜査当局との連携強化にも取り組んでおります。

＜所得税の不正還付申告書の調査の状況＞

- 令和6事務年度においては、144件（前事務年度182件）調査しました。
- 1件当たりの追徴税額は200万円（同207万円）となっています。
また、追徴税額の総額は3億円（同4億円）に上ります。

○ 所得税の不正還付申告書の調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	182		144		79.1%
追徴税額	4	億円	3		75.0%
1件当たりの追徴税額	207	万円	200		96.6%

調査事例

還付申告書に不審な点があったことから調査を実施したところ、実態が無いにもかかわらず、架空の事業収入及び源泉徴収税額などを記載した還付申告書等を提出し、所得税の還付金を受け取ったことを把握したため、詐欺罪に該当するとして告訴を行い、その後、捜査当局により逮捕された。

所得税還付申告についてご留意いただきたい事項

所得税の還付申告の中には、架空の源泉徴収税額や各種控除額を記載し、不正に還付を受けようとするものなどが見受けられます。

そのため、国税当局では、各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴く実地の調査などにより確認を行っております。

その際、納税者の方々への連絡も含め、必要な確認に時間を要するため、還付を保留する期間が長期にわたる場合があるほか、還付の手続を中断する場合があります。

また、確定申告書（還付申告書を含む。）を提出した納税者の本人確認は、申告書に記載されたマイナンバーなどにより行っているため、還付申告書にマイナンバーが記載されていない場合も不正還付防止のため、確認に時間を要することから、還付を保留する期間が長期にわたる場合があります。

III 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業種目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
位		万円	万円	位
1	ガールズバー	4,941	1,843	-
2	太陽光発電	3,960	1,529	9
3	ホステス、ホスト	3,788	586	2
4	キャバクラ	3,494	979	4
5	経営コンサルタント	3,046	995	1
6	内科医	2,816	1,122	-
7	コンテンツ配信	2,582	688	5
8	生命保険外交員	2,506	706	8
9	焼肉屋	2,456	531	-
10	電気通信工事	2,404	428	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの
申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、そ
の順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

業種	目	平成27事業年度		平成28事業年度		平成29事業年度		平成30事業年度		令和元事業年度	
		1件当たり 申告漏れ所得	業種	1件当たり 申告漏れ所得	業種	1件当たり 申告漏れ所得	業種	1件当たり 申告漏れ所得	業種	1件当たり 申告漏れ所得	業種
1 キヤバレー		万円	風俗業	2,211	キャバレー	1,807	風俗業	2,170	保険代理業	2,419	太陽光発電
2 情報サービス		3,174	キャバレー	1,595	キャバレー	1,364	漫画家	1,995	学習塾	2,340	キヤバクラ
3 司法書士、行政書士											3,056
4 鉄骨、鉄筋工事		1,342	プログラマー	1,245	スタンドバー	1,179	宅配	1,655	キャバクラ	2,269	眼科医
5 型枠工事		1,334	防水工事								2,126

業種	目	令和2事業年度		令和3事業年度		令和4事業年度		令和5事業年度		令和6事業年度	
		1件当たり 申告漏れ所得	業種	1件当たり 申告漏れ所得	業種	1件当たり 申告漏れ所得	業種	1件当たり 申告漏れ所得	業種	1件当たり 申告漏れ所得	業種
1 経営コンサルタント		万円	システムエンジニア	2,400	システムエンジニア	2,572	太陽光発電	2,572	経営コンサルタント	4,502	ガールズバー
2 商工イナ		1,878	商工業デザイナー			2,193	キャバクラ	2,193	ホステス、ホスト	4,247	太陽光発電
3 冷暖房設備事業		1,635	経営コンサルタント			2,160	経営コンサルタント	2,160	漫画家	3,759	ホステス、ホスト
4 システムエンジニア		1,633	電気配線工事			1,873	鉄骨、鉄筋工事	1,873	キャバクラ	3,243	キヤバクラ
5 水道衛生工事		1,424	弁護士	1,746	コンテシック配信	1,746	コンテシック配信	1,746	経営コンサルタント	3,213	コンサルタント

(注) 1 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。

2 平成30事業年度4位の「キャバレー」は、平成28事業年度まで「キャバレー」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことにより初出したもの。

3 平成30事業年度5位の「経営コンサルタント」は、平成28事業年度まで「その他経営サービス」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことにより初出したもの。

4 令和元事業年度2位の「太陽光発電」は、平成28事業年度まで「その他の製造卸売」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことにより初出したもの。

5 令和2事業年度4位の「システムエンジニア」は、平成28事業年度まで「その他技術サービス」などとして業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことにより初出したもの。